雇児発 0615 第４号
平成２９年6月１５日

各　都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市区町村長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
（　公　印　省　略　）

「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成２０年６月１２日雇児発 0612004 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成２９年４月１日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

別　紙

「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」の一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
次世代育成支援対策施設整備交付金における 特殊附帯工事の取扱いについて	次世代育成支援対策施設整備交付金における 特殊附帯工事の取扱いについて
１　（略）	１　（略）
２　（略）	２　（略）
３　交付基準 交付基礎点数７，７２０点（児童厚生施設については５，１３０点、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点については７，４４０点）を交付基準とする。 ただし、沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第４条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表の１に掲げる交付基礎点数、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和５５年法律第６３号）第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表の２に掲げる交付基礎点数、並びに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成２５年法律第８７号）第１２条に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表の３に掲げる交付基礎点数を交付金基準とする。 なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付基準とする。	３　交付基準 交付基礎点数７，５００点（児童厚生施設については４，９９０点、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所については７，２３０点）を交付基準とする。 ただし、沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第４条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表の１に掲げる交付基礎点数、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和５５年法律第６３号）第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表の２に掲げる交付基礎点数、並びに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成２５年法律第８７号）第１２条に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表の３に掲げる交付基礎点数を交付金基準とする。 なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付基準とする。

別表

1　沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

施　設　の　種　類	交付基礎点数
乳児院	１０，３００
助産施設、母子生活支援施設	１１，５８０

2　地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合

施　設　の　種　類	交付基礎点数
乳児院、児童心理治療施設	１０，３００

3　津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合

施　設　の　種　類	交付基礎点数
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施　設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、　婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	１０，１９０
児童厚生施設	６，７８０
子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点	９，８２０

別表

1　沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

施　設　の　種　類	交付基礎点数
乳児院	１０，０００
助産施設、母子生活支援施設	１１，２５０

2　地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合

施　設　の　種　類	交付基礎点数
乳児院、情緒障害児短期治療施設	１０，０００

3　津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合

施　設　の　種　類	
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	９，９００
児童厚生施設	６，５９０
子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所	９，５５０

〔改正後全文〕

雇児発第0612004号
平成２０年６月１２日
第一次改正　雇児発第0619003号
平成２１年６月１９日
第二次改正　雇児発0401第18号
平成２２年４月１日
第三次改正　雇児発0405第32号
平成２４年４月５日
第四次改正　雇児発0401第20号
平成２６年４月１日
第五次改正　雇児発0203第５号
平成２７年２月３日
第六次改正　雇児発0409第６号
平成２７年４月９日
第七次改正　雇児発0824第５号
平成２８年８月２４日
第八次改正　雇児発0615第４号
平成２９年６月１５日

各　都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市区町村長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における
特殊附帯工事の取扱いについて

標記の交付金の交付については、平成２０年６月１２日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費）交付金実施要綱」を定め実施するこ

とし、平成２０年４月１日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成１９年７月２６日雇児発第0726007号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成１９年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙

次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費）交付金実施要綱

１　目的

この交付金は、児童福祉施設等において、入所者の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

２　対象事業

（１）資源有効活用整備費

ア　趣旨

児童福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

イ　対象施設

対象となる施設は、交付要綱の４に掲げる児童福祉施設等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ　対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

（ア）水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備

（イ）生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

（ウ）ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

（エ）その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

（２）消融雪設備整備

ア　趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、児童等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

イ　対象施設

交付要綱の別表１－１に定める特別豪雪地域に所在する同交付要綱の４に掲げる施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

ウ　対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

３　交付基準

交付基礎点数７，７２０点（児童厚生施設については５，１３０点、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点については７，４４０点）を交付基準とする。

ただし、沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第４条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表の１に掲げる交付基礎点数、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和５５年法律第６３号）第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表の２に掲げる交付基礎点数、並びに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成２５年法律第８７号）第１２条に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表の３に掲げる交付基礎点数を交付金基準とする。

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付基準とする。

別表

１　沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

施　設　の　種　類	交付基礎点数
乳児院	１０，３００
助産施設、母子生活支援施設	１１，５８０

２　地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合

施　設　の　種　類	交付基礎点数
乳児院、児童心理治療施設	１０，３００

３　津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設として行う場合

施　設　の　種　類	交付基礎点数
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	１０，１９０
児童厚生施設	６，７８０
子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点	９，８２０